

第4章 地域福祉を推進するための取組

基本目標Ⅰ ふれあいを大切にする地域づくり

市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、隣近所につながり、支え合う関係をつくるため、地域福祉の意識を広げ、誰も孤立しない地域づくりに取り組みます。

今後、高齢化の進行に伴い、地域の機能低下が懸念されます。地域で活動する組織の活性化が、支え合いや助け合いに必要となるため、地域福祉の担い手の確保・育成、活動への支援等を進めます。

【目標指標】 地域との交流やつながりがあると感じる人の割合



◆目標達成のための基本施策

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

基本施策4 地域活動の充実

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、住民同士が日頃からあいさつや世間話、ちょっとしたお手伝いなどを通して、お互いを理解し支え合う関係を築いていくことが重要です。

住民一人ひとりが「支え合い」の意識を持ち、地域福祉に取り組む環境を作るために、広報おおむら等を活用した啓発活動や子どもの頃からの福祉教育の推進、分野を超えてふれあう機会づくりなどの取組を進めます。

①啓発・広報活動の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
広報おおむらを活用した福祉の広報活動	広報おおむらへ福祉に関する記事を掲載し、意識の啓発を行います。	関係課
インターネットを活用した福祉の広報活動	SNSやスマートフォンアプリなどを活用し、福祉に関する広報活動を行います。	関係課
〇〇週間等の周知	障害者週間や世界アルツハイマーデーなどの福祉関係の啓発期間に併せて、広報おおむらへの特集記事掲載や大村公園等のライトアップによる啓発活動を行います。	関係課
障がい者福祉関連イベントによる啓発	様々なテーマで障がいに関する研修会などを開催し、障がいのあるなしに関わらず幅広い住民に対し、障がいについての啓発を行います。	障がい福祉課
新規 おおむら支え合いプランの周知	広報おおむらやホームページへの掲載、公共施設への閲覧用冊子の設置など、おおむら支え合いプランの周知を図ります。	福祉総務課
社協だより等を活用した啓発活動	社協が作成する広報紙等を活用し、啓発活動を行います。	社会福祉協議会

②福祉教育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
障がい者団体と小学生の交流学習	小学校や特別支援学校で、障がい者と児童による「花植え交流会」を実施し、ふれあいの場を作ります。	障がい福祉課
子育て支援センター活動事業	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座の企画及び開催を行います。	こども政策課
学校等における福祉教育	市内の学校等に出向き、車いす体験や高齢者疑似体験学習、福祉講話等の福祉学習を行います。	社会福祉協議会

取組の様子		<p>障がい者団体と小学生の交流学習</p> <p>毎年、身体障害者団体連合会主催で、市内の小学校や特別支援学校に出向き、障がい者と児童による「花植え交流会」を実施しています。</p>
		<p>学校等における福祉教育</p> <p>小中学校の児童生徒を対象に、社会福祉協議会の見学や車いす体験、高齢者疑似体験学習等を行っています。</p>

③分野を越えてふれあう機会の取組

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
複合的な福祉関連イベントの実施	健康・福祉まつりなどにおいて、福祉の関係団体等と連携し複合的なイベントを行います。	国保けんこう課
農福連携マルシェの実施	農業と福祉のコラボイベント「農福連携マルシェ」を実施し、障がい者にとっての職域拡大や働くことによる収入増、農業の担い手不足解消につなげます。	障がい福祉課 農林水産振興課

取組の様子		<p>複合的な福祉関連イベントの実施</p> <p>年1回、健康・福祉に関係する様々な団体等が集まる「健康・福祉まつり」を開催し、健康・福祉に関する講演や展示、健康チェック、体験コーナー等を実施しています。</p>
		<p>農福連携マルシェの実施</p> <p>農福連携の認知度を高め、障がい者の農業分野における就労に対する理解を深めるとともに、農産物等の販路拡大及び障がい者の工賃向上を図るため、福祉事業所で生産、加工した農産物を中心に、食品、縫製品、日曜雑貨等を販売しています。</p>

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

近年の社会問題として育児放棄や、幼児、高齢者、障がい者に対する虐待、高齢者の孤立死・孤独死、8050問題、ダブルケア問題など、行政だけでは発見が難しいケースが浮かび上がってきています。

本市においては、ごみのふれあい収集事業や高齢者等の見守りに関する連携協定の締結、赤ちゃん訪問事業などの見守り活動を実施しています。今後もこうした取組を継続し、見守り体制を強化していきます。

また、地域の中で困っている人が孤立しないように、住民同士で日常的に声かけや見守りを行うことも重要です。今後は、そうした意識が芽生えるような啓発活動も重要な見守り支援の一つと考えています。

①子ども・高齢者・障がい者への見守りと支援

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
赤ちゃん訪問事業	全ての誕生児の家庭を生後4か月までに訪問し、適切な保健指導や子育ての情報提供を行います。	こども家庭課
認知症高齢者見守り事業	高齢者等見守りネットワーク協議会を開催し、高齢者等の見守り支援を行うためのネットワーク構築を図ります。また、認知症による徘徊行動のある高齢者向けにGPSの貸与を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
食の自立支援事業	高齢者に対し、管理栄養士が訪問や電話などにより食事指導、食の情報提供などを行います。また、民間の配給サービスの活用等により見守りにつなげます。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、支援する人を地域に増やすため、認知症サポーター養成講座を開催します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)

取組又は事業	概要	担当部署等
ごみのふれあい収集事業	家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障がいがある方などを対象に、玄関先などでごみ収集を行い、希望者には収集時に見守り活動として声掛けをします。	環境センター
障害者自立支援協議会における障がい者の地域生活支援	障害者自立支援協議会各部会において、障がい者の地域生活の支援に必要な体制づくりを行います。	社会福祉協議会

取組の様子		<p>認知症高齢者見守り事業</p> <p>大村市高齢者等見守りネットワーク協議会において、高齢者などの見守りに関する対応手順を示したフロー図と携帯用のカードを作成しました。</p>
		<p>ごみのふれあい収集事業</p> <p>高齢者や障がいのある方などを対象に、玄関先などでごみ収集を行い、希望者には収集時に見守り活動として声掛けをします。不測の事態が発生したときは、必要な措置を講じた上で緊急連絡先へ通報します。</p>

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、共働き世帯の増加などを背景に、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域で活動する組織等においても加入者が減少し、担い手不足が深刻化してきています。

将来的に人口減少が予測される中で、これまでどおり地域で安心して暮らすには地域活動組織の存在は必要不可欠です。

市民アンケートの結果では、活動への参加意欲は低くはなく、誰もが無関心というわけではありません。そうした方たちにちょっとしたきっかけをつくり、活動の担い手となるような取組を進めていきます。

また、研修会やセミナー等による地域活動の人材の育成や、功労者に対する表彰制度の周知などを行い、活動の意欲増進を図ります。

①新たな担い手の掘り起こし

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
広報媒体を活用した情報発信	広報おおむらやホームページ、SNS等の広報媒体を活用して、地域の様々な交流イベントを紹介し、地域への関心を高めて誰でも気軽に参加できる雰囲気づくりを行います。	広報戦略課
ボランティア団体の活動紹介	大村市ボランティアセンターが作成する広報紙「あいわーく通信」でボランティア団体の紹介を行います。	社会福祉協議会



大村市ボランティアセンター
マスコットキャラクター へるぶん

②地域活動を担う人材の育成

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
市民向けセミナーの開催	市民向けに地域福祉関係のセミナーや講演会を開催し、地域活動を担う人材の育成に取り組みます。	社会福祉協議会
ボランティア育成講座の開催	ボランティアセンターが主体となってボランティア育成講座を開催し、ボランティア意識の啓発や活動意欲を高めます。	社会福祉協議会
社会福祉大会の開催	隔年で社会福祉大会を開催し、社会福祉事業に功績のあった個人や団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を行い、地域福祉の推進を図ります。	社会福祉協議会

取組の様子		<p>ボランティア育成講座の開催</p> <p>ボランティアセンターが主体となり、高校生向けのサマーボランティア養成講座など、様々なボランティア講座を開催しています。</p>
		<p>社会福祉大会の開催</p> <p>社会福祉大会は、社会福祉協議会が主体となって隔年で開催し、社会福祉事業に功績のあった個人や団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を行っています。</p>

基本施策4 地域活動の充実

地域には、町内会、子ども会、老人クラブなど、年代や目的に応じた組織が存在していますが、住民の価値観の変化などにより、多くの組織で加入率が低下し、団体数も減少が続いています。

目的別に結成されたボランティア団体やNPO法人も活動人数が減少している団体が多く、地域福祉を担う団体が弱体化している傾向にあります。

今後も、地域で活動する団体に対する支援や活動拠点づくりなどにより団体の活動の充実を図り、地域の課題解決につながるような取組を進めます。

①各団体等への活動に対する支援

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
地域活動組織の加入促進	町内会、子ども会、老人クラブといった地域の核となる組織の加入促進を行います。	関係課
住民主導型地域活性化事業	地域住民が自ら考え、自ら行う地域づくりの活動等に対し、地域げんき交付金やなんでんかんでんチャレンジ40助成金を交付します。	地域げんき課
ボランティア(活動、団体設立・運営等)に関するアドバイス、周知・啓発	ボランティアやNPO活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、ボランティア活動をしたい方を登録し、活動先の調整を行います。	男女いきいき推進課 (ボランティアセンター)
福祉関係団体の連携	福祉関係団体の円滑な運営のため、総合福祉センター内にある福祉関係団体との連絡協議会を開催します。	社会福祉協議会

②身近な地域での地域福祉の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
市民活動推進協議会の開催	ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員、行政などの委員で構成する市民活動推進協議会を開催し、市民活動の恒常的な展開を図ります。	社会福祉協議会
小地域ネットワーク台帳の活用	民生委員児童委員連絡協議会が作成する小地域ネットワーク台帳の共有により連携を図り、見守り等の強化を行います。	社会福祉協議会
拡充 地区活動計画の策定と推進	地域福祉活動計画推進のため、地区社協会長会や福祉団体連絡会議を開催し、地区活動計画未策定地区において、計画の策定を行い地域福祉の推進に努めます。	社会福祉協議会

取組の様子		<p>地区活動計画の策定と推進</p> <p>市内の6地区社協のうち、松原地区、福重地区、鈴田地区の3地区で地区活動計画の策定が完了しています。</p> <p>現在は、三城地区の計画策定に取り組んでいます。</p>
-------	---	--

③地域福祉を推進する拠点づくり

取組又は事業	概要	担当部署等
総合福祉センターの利用促進	総合福祉センターを地域福祉の拠点とするため、利用団体との懇談会の意見を総合福祉センターの運営に活かし、さらなる利用促進に努めます。	社会福祉協議会

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

全国的に自然災害が多発する中で、防災に対する市民の意識は高まっています。災害から身を守るために、災害に備えた体制・地域づくりを進めます。

防犯・安全面においては、地域での防犯・安全体制の整備を進め、安心な地域づくりに取り組みます。

また、安心した暮らしを実現するためには、自身の健康を保つことが重要であるため、健康づくりや生きがいづくりを推進します。

【目標指標】 介護予防のための通いの場の数

令和元年度（現状）

21か所

令和7年度（中間年度）

100か所

令和12年度（最終年度）

100か所以上

◆目標達成のための基本施策

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

基本施策7 地域における健康づくりの推進

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

自然災害に備えるため、防災体制づくりは重要になっています。

公助である消防、警察、市役所等の役割は大きいですが、行政機関のみの対応には限界があります。このため、地域住民同士で助け合う「自助」「共助・互助」が必要不可欠であり、自主防災組織の結成や活動に対する支援を行います。


高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が難しい方への支援として避難行動要支援者名簿の作成を進め、民生委員・児童委員や町内会等の支援機関と共有することで平時から見守る、地域の防災体制づくりを進めます。

また、福祉介護避難所の重要性も増しているため、福祉施設等と市の連携強化を図ります。

①地域の防災体制の整備

【主な取組】


取組又は事業	概要	担当部署等
自主防災組織の結成と訓練の支援	地域防災にとって重要な自主防災組織の結成を呼びかけるとともに、自主防災組織に対する訓練を支援し、防災に対する意識を高めます。	安全対策課
災害情報の発信	自然災害などから市民の生命、身体及び財産を守るため、市内全世帯、民間事業所へ防災ラジオを無償貸与し、災害情報等の発信を行います。また、Facebook や LINE などのSNSも活用した情報発信を行います。	安全対策課

取組の様子		<p>自主防災組織の結成と訓練の支援</p> <p>自主防災組織の結成・育成を促進します。また地域の要望に応じた訓練メニューを実施するなど、自主防災組織への訓練支援を行っています。</p>
-------	---	---

②地域の避難支援体制づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
<p>拡充</p> <p>避難行動要支援者への支援</p>	<p>自力での避難が困難で支援が必要と思われる人を対象に名簿への登録を呼びかけ、災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制を整備します。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>拡充</p> <p>福祉介護避難所の確保</p>	<p>指定避難所などでの避難生活が困難な、特別な配慮を要する、避難行動要支援者を受け入れるため、福祉施設等と協定を締結し、災害時の2次の避難所の確保に努めます。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進</p>	<p>大規模災害時における、被災者の早期生活再建を促進するため、災害ボランティアセンターが円滑に運営できる体制づくりを行います。</p>	<p>男女いきいき推進課 社会福祉協議会</p>

<p>取組の様子</p>		<p>災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進</p> <p>令和2年7月豪雨の際は、災害ボランティアセンターを開設し、市民生活の早期復旧と支援を行いました。開設期間中は、延べ356人のボランティアの皆さんに協力いただき、16件の復旧作業を完了しました。</p>
--------------	---	--

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

防犯・安全対策として、これまで防犯灯のLED化や新規設置、カーブミラーの設置、防犯パトロール（ワンワンパトロール）の実施などに取り組んできました。地域独自で防犯体制を強化している事例もあり、今後も地域と連携して防犯・安全対策を進めます。

①地域の防犯体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
ワンワンパトロール	通学路等において、犬の散歩をしながら子どもたちに愛の声かけを行うボランティア活動「ワンワンパトロール」を実施し、防犯意識の啓発を行います。	社会教育課 (少年センター)
子ども110番の家の設置	子どもたちが危険に遭遇したりトラブルに巻き込まれそうになった際、助けを求めて駆け込むことができるよう、地域の方々に「子ども110番の家」への協力を働きかけます。	社会教育課 (少年センター)
防犯灯の設置	防犯灯の設置により、地域の防犯活動の支援を行います。	安全対策課
地域安全運動	小学校や中学校の登下校時間帯に、児童、生徒に対する防犯啓発活動を行います。	安全対策課

②地域の交通安全の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
カーブミラー等の設置	地域の要望に応じて見通しの悪い交差点等にカーブミラー等を設置し、地域の交通安全に寄与します。	安全対策課 道路課
交通安全指導事業	大村市交通指導員による交通安全推進等の活動を行い、交通事故防止を図ります。	安全対策課


基本施策7 地域における健康づくりの推進

高齢化の進行により、要介護者が増加を続けています。生涯にわたり充実した生活を送るためには、住民一人ひとりが健康であり続けることが必要です。今後も、健康教室の開催や食育の推進など健康づくりを継続し、健康寿命の延伸を図ります。

①地域における健康づくりの推進

【主な取組】


取組又は事業	概要	担当部署等
健康教室の開催	地域住民の健康の増進を図るため、医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などによる健康教室を開催します。	国保けんこう課
健康づくり推進員活動	ウォーキングや健康体操などを通じて地域住民の健康づくりを支援する「健康づくり推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。	国保けんこう課

取組の様子		<p>健康づくり推進員活動</p> <p>健康づくり推進員とは、運動を中心とした市民の健康づくりボランティアで、地域の皆さんが参加しやすいように公民館や出張所などを利用し、定期的にウォーキングや健康体操など様々な活動を行っています。</p>
-------	---	---

②地域における食育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
食生活改善推進員活動	食に関する活動を通じて地域住民の健康づくりを支援する「食生活改善推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。	国保けんこう課

取組の様子		<p>食生活改善推進員活動</p> <p>食生活改善推進員は、自ら「栄養・運動・休養」のバランスのとれた生活を実践した上で、家族、お隣さん、お向かいさん、友だち、地域の皆さんなどへ広げる活動をしています。</p>
-------	---	---

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けるためには、生きがいを持った生活や社会参加の機会の創出、地域包括ケアシステムの推進などに取り組む必要があります。

退職後の高齢者が新たな趣味を持ったり、講座やサークルへの参加をきっかけに生きがいを持つことは、健康づくりや介護予防につながります。

障がいのある人に社会参加を促し、地域社会との関わりを持つための支援を行うことで、ノーマライゼーションの推進につながります。

また、子どもたちがのびのびとすこやかに育つ地域づくり、親と子がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

①地域包括ケアシステムの推進


【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
包括的・継続的ケアマネジメント事業	主任ケアマネージャーが、事業所のケアマネージャー等に対し制度等に関する情報提供、支援困難事例への助言指導、医療機関を含めた関係機関との連携体制の支援を行います。また、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係職の多職種連携の推進や24時間コールセンター、救急医療情報キット、在宅医療等に関する普及啓発を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター)

②高齢者の生きがづくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
<p>拡充</p> <p>介護予防のための通いの場の整備</p>	<p>地域に既存する趣味の会やサークル活動などを把握し、介護予防の視点を持った活動を加えてもらうことで、新たな通いの場を創出する。また、住民主体の活動が継続できるような支援体制を整えることで、高齢者の健康づくりと生きがづくりにつなげます。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p>
<p>熟年大学校事業</p>	<p>コミュニティセンターやふれあい館等を利用して、趣味的なものから教養講座まで、幅広い内容の講座を開催し、高齢者の生きがい・学習意欲を高めます。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p>
<p>人生ノートの書き方講座</p>	<p>これまでの人生を振り返りこれからの人生を考えることで、人生をより豊かなものにするためのツール「人生ノート」の書き方講座を開催します。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p>
<p>拡充</p> <p>老人クラブ活動促進</p>	<p>老人クラブが実施するレクリエーションや地域との交流活動などを支援します。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p>
<p>シルバー人材センター事業</p>	<p>高齢者の能力の積極的な活用や就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。</p>	<p>商工振興課</p>

<p>取組の様子</p>		<p>人生ノートの書き方講座</p> <p>「大村市版人生ノート」は、財産分与など死後の整理のことが主目的ではなく、介護予防に重点を置きながら、これからの人生をより豊かにするために作成するものです。人生ノート作成委員の先生から書き方を教わる講座を開催しています。</p>
--------------	---	---

③障がい者の社会参加

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
同行援護、移動支援事業	外出又は外出先での移動が困難な障がい者に対して、ヘルパーの同行により移動支援を行います。	障がい福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障がい者などで意思疎通が困難な方に対して手話通訳相談員、手話奉仕員、要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。また、視覚障がい者に対する市の情報発信として、声の広報(CD)を作成し、希望者へ発送します。	障がい福祉課
障がい者雇用促進	特別支援学校の生徒や保護者に対して、障がい福祉サービス事業所の各々のサービスを紹介し、進路の参考となる場の提供を行います。	障がい福祉課
オレンジクローバー販売会の開催	大村市障がい者施設ネットワーク協議会の地域商品ブランドである「オレンジクローバー」の販売会を市役所等で開催し、障がい者の自立と社会参加促進、工賃の向上を図ります。	障がい福祉課

取組の様子



オレンジクローバー販売会の開催

市役所1階ロビーで、毎月オレンジクローバー販売会を開催しており、どなたでも購入できます。

④子どもをすこやかに育てる地域づくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
放課後子ども教室の開催	三浦野性の森などの野外体験学習や松原宿寺子屋塾、平日、放課後における学校の余裕教室を利用した放課後子ども教室を開催し、子どもたちの地域とのふれあい活動や居場所づくりを行います。	社会教育課
子ども大会等の開催	子ども会の活性化や会同士の連携を深めるため、子ども大会や水ロケット大会、壁画コンクール等を開催します。また、子ども会の組織及び加入率の減少対策にも取り組みます。	社会教育課
子育てつどいの開催	市内各所の子育て支援センターにおいて、子育て支援を行います。子育て中の親子が気軽に集い、親子の交流や保育相談、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	こども政策課
市立幼稚園・認定こども園における地域交流の推進	市立幼稚園・認定こども園を、未就園児の遊び場、園児との交流や親同士の交流の場として開放します。また、地域の子育て世帯を対象とした育児相談を実施します。	こども政策課
シルバーパワー子育て支援活用事業	シルバー人材センターに委託し、市立幼稚園において昔遊びや伝統行事を行い、多世代がふれあう機会を創出します。	こども政策課

取組の様子		<p>放課後子ども教室の開催</p> <p>三浦野性の森放課後子ども教室では、ボーイスカウト経験者が指導者となり、キャンプや田植え・稲刈り、みかん狩り、餅つきなど、様々な野外体験学習を行っています。</p>
		<p>子ども大会等の開催</p> <p>子ども大会、水ロケット大会、壁画コンクールなどを開催し、地域に根差した特色ある子ども会活動及び指導者の育成に取り組んでいます。</p>

基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

地域共生社会の実現を目指すには、専門分野を超えた包括的な支援体制づくりが必要になります。「複雑化」、「複合化」している地域生活課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの適正な利用の確保に努めます。

また、さまざまな理由で経済的に困難な状況にある生活困窮者に対し、自立した生活を送ることができるように支援を行います。

高齢者や障がい者等の権利が擁護されるよう、成年後見制度の周知や利用促進などに取り組みます。

【目標指標】 生活困窮者自立相談支援を受け就労した方の数

令和元年度（現状）

34人

令和7年度（中間年度）

46人

令和12年度（最終年度）

56人

◆目標達成のための基本施策

基本施策9 相談支援体制の充実

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

基本施策12 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

基本施策9 相談支援体制の充実

住民が抱える課題などは様々であり、相談したくても相談する場所が分からなかったり、課題を抱えた人に周囲の人が気づかないケースも出てきています。

そうした方の課題がさらに深刻化することがないように、身近な相談窓口の整備や相談窓口の連携など相談体制の充実に取り組みます。

①地域における身近な相談体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
相談窓口の充実	市役所各課や社会福祉協議会の相談体制の充実を図り、関係機関も含めた連携強化に努めます。	関係課 社会福祉協議会
市民向けガイドブック等を活用した相談窓口の周知	市民便利帳や福祉のしおり、子育てガイドブック等を活用し相談窓口の周知を図ります。	関係課
子育て支援センターによる相談の場	こども未来館や市内の保育施設を子育ての拠点と位置づけ、子育ての悩みや不安を相談できる場を提供します。	こども政策課
民生委員・児童委員への活動支援と周知	住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員に対し、活動する上で必要な研修機会の充実を図るなど、活動しやすい環境づくりを支援します。また、活動内容などを広報おおむら等で周知し、民生委員・児童委員の認知度向上に努めます。	福祉総務課
社会福祉協議会の事業の周知	ホームページや広報紙等を活用し、社会福祉協議会が取り組んでいる事業等を紹介し、支援が必要な人に情報が届くように努めます。	社会福祉協議会

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

福祉サービスは、様々な事業者が多種多様なサービスを行っており、利用者自身がどの福祉サービスを利用するか選択する必要があります。利用者がよりよいサービスを選択するには、客観的な評価を基にした情報が必要であり、事業者にとっても評価を受けることでサービスの質の向上につなげることができます。

今後も第三者評価制度の活用を推進し、住民が事業の内容を把握し、適切にサービスを利用できるように取組を進めます。

① サービス評価体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
第三者評価制度の促進	福祉サービス事業者が提供しているサービスの質を、公正・中立な立場の第三者機関が専門的かつ客観的に評価する「第三者評価制度」を事業者へ周知します。	関係課 社会福祉協議会
福祉サービスの情報の提供	ホームページや広報紙等を活用し、様々な福祉サービスの仕組みや、利用方法等について、住民や地域団体などに分かりやすく情報提供します。視覚や聴覚に障害のある方に対して正しく情報を伝えられるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めます。	関係課 社会福祉協議会

② サービスの利用援助

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを適切に利用することが本人のみでは困難な方に対し、「専門員」「生活支援員」が福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者に対する支援として、相談窓口を設置し、自立への支援を行っています。今後も窓口の周知と支援の充実を図ります。

①情報提供・相談窓口の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
生活困窮者自立支援対策制度の周知	ホームページの掲載や窓口等へのチラシの設置、民生委員・児童委員から該当者へチラシの手渡しを行うなど、制度の周知を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
支援ネットワークの構築	庁内関係各課や支援団体等と連携を図り、適切に相談窓口につながる仕組みづくりを行います。	福祉総務課 社会福祉協議会

②生活困窮者への支援の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
新規 家計相談支援事業	対象者の状況に応じ、家計支援計画を作成し、同計画に基づき支援を行います。なお、支援を行うに当たり、生活困窮者の自立支援計画を作成機関と十分に調整を行い、支援の方法や方向性等を適宜共有し、連携を図ります。	福祉総務課
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の児童生徒等に対し、学習習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学習支援や日常生活の悩み、進学についての助言を行います。	福祉総務課
新規 就労準備支援事業	単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の複合的な理由により直ちに就労することが困難な方を対象に、段階的な支援を行います。一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会

基本施策12 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進計画)

※ **成年後見** 成年後見制度利用促進計画関連取組

判断能力が不十分な高齢者等の権利が擁護されるよう、成年後見制度の普及啓発や制度の利用促進に向けた取組を推進します。

また、高齢者、障がい者、子どもの虐待への対応、消費者被害の防止、日常生活自立支援の推進、要保護児童への支援、その他困難な事例への対応など、権利擁護に向けた取組を行います。

①成年後見制度の利用促進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
<p>成年後見 成年後見制度利用促進事業</p>	<p>認知症高齢者などの増加により、成年後見制度利用の必要性が高まっており、広報おおむらやホームページの活用、講座の開催などにより成年後見制度や相談窓口を広く周知するとともに、社会福祉士等を配置するなど相談体制を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を進めるため、関係機関と連携を図ります。</p> <p>また、成年後見制度利用促進協議会において、利用促進方法等の検討を継続し、地域連携ネットワークの中心的な役割を担う中核機関の整備・運営についても関係機関と協議し、早期開設に努めます。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p> <p>障がい福祉課</p>
<p>成年後見 成年後見制度利用支援事業</p>	<p>成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うのが難しい場合などに市長申立てを行うほか、経済的な理由により制度の利用が困難な方に対し、申立て費用等を支援します。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p> <p>障がい福祉課</p>

②権利擁護の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
<p>成年後見</p> <p>高齢者等の総合相談支援事業及び権利擁護事業</p>	<p>高齢者等からの様々な相談に対応し、地域における保健・医療・福祉サービス等の制度の利用につなげる支援を行います。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p> <p>障がい福祉課</p>
<p>障がい者虐待防止対策支援事業</p>	<p>「障害者虐待防止センター」において、障がい者虐待に関する通報、届出の受理、障がい者及び擁護者に対する相談、支援等を行います。また、障がい者虐待防止に係る広報啓発活動を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
<p>児童虐待防止推進啓発</p>	<p>児童虐待防止推進の啓発のため、関係機関や保護者などを対象に講演会等を行います。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>要保護児童対策の強化</p>	<p>乳児家庭の全戸訪問やこどもセンター等での相談により、保護者が子育ての不安や悩みを相談しやすい体制を作り、児童虐待の未然防止を図ります。また、相談員の研修の充実、関係機関との連携を強化し、要保護、要支援家庭の早期発見、早期対応に努めます。</p>	<p>こども家庭課</p>